

議案第90号

宝塚市立教育総合センター条例の全部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市立教育総合センター条例の全部を改正する条例の制定及び旧小浜工房館の利用計画について

1 条例の制定について

(1) 概要

① (旧) 市立小浜工房館を総合教育センターの第2分室として整備し、不登校児童への支援拠点として教育支援センター(小学部)を設置する。また、既存の分室を第1分室として、引き続き同センター(中学部)を開設するとともに、教育総合センターが行う事業として、「教育支援に関すること」を条例上明記する。

② 教育総合センターが、主として教職員の研修・研究機関としての役割を果たしていることを踏まえて、広く市民が利用する「公の施設」としてではなく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を根拠とする「その他の教育機関」として位置付けるため、条例上の整理を行う。

(2) 教育支援センター(小学部)の目的

引きこもりがちな児童や学校になじみにくい児童にとって、安心して通える居場所となる。また、職員や同世代との関わりを通じて自分らしく社会と繋がり、生活する力を高める支援を行う。

(3) 不登校の小学生のための拠点整備理由

- ① 小学生と中学生、それぞれにとって安全で安心な居場所となるため。
- ② 小学生と中学生、それぞれの発達課題に応じた関わりが必要であるため。

2 旧小浜工房館の利用計画について

(1) 整備計画

令和3年9月市議会	条例改正案(上程)
令和3年10月	改修工事契約予定
令和3年11月～ 令和4年1月	改修工事予定
令和4年4月	施設の利用開始



(2) 内部利用計画

	工房館	教育支援センター(小学部)	使用内容
①	中工房 50.7 m ²	学習室	児童が数人で学習する部屋
②	小工房 25.9 m ²	個別学習室	児童が個別に学習する部屋
③	調理室 26.1 m ²	面談室	面談する部屋、調理実習する部屋
④	大工房 121.5 m ²	多目的室	児童が軽く体を動かすスペース
⑤	事務室 19.7 m ²	事務室	
⑥	蔵 26.0 m ²	倉庫	